

# 高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方 (参考資料)

# 1. 高齢者医療制度を取り巻く現状、 これまでの議論の状況

# 医療保険制度の体系

## 後期高齢者医療制度

約17兆円

- ・75歳以上
- ・約1,890万人
- ・保険者数:47(広域連合)

75歳

前期高齢者財政調整制度(約1,590万人)約7兆円(再掲)※3

65歳

**国民健康保険**  
(都道府県・市町村国保  
+ 国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、  
非正規雇用者等
- ・約2,850万人
- ・保険者数:約1,900

約9兆円

協会けんぽ(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約3,930万人
- ・保険者数:1

約6兆円

健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約2,830万人
- ・保険者数:約1,400

健保組合・共済等 約5兆円

共済組合

- ・公務員
- ・約910万人
- ・保険者数:85

※1 加入者数・保険者数、金額(給付費)は、令和4年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者(対象者約2万人)、船員保険(対象者約10万人)、経過措置として退職者医療がある。

※3 前期高齢者数(約1,590万人)の内訳は、国保約1,170万人、協会けんぽ約310万人、健保組約100万人、共済組約20万人。

## 各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (令和2年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和2年3月末)	2,660万人 (1,733万世帯)	4,044万人 (被保険者2,479万人 被扶養者1,565万人)	2,884万人 (被保険者1,635万人 被扶養者1,249万人)	854万人 (被保険者456万人 被扶養者398万人)	1,803万人
加入者平均年齢 (令和元年度)	53.6歳	38.1歳	35.2歳	32.9歳	82.5歳
65～74歳の割合 (令和元年度)	43.6%	7.7%	3.4%	1.4%	1.7%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和元年度)	37.9万円	18.6万円	16.4万円	16.3万円	95.4万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和元年度)	86万円 (一世帯当たり 133万円)	159万円 (一世帯当たり(※3) 260万円)	227万円 (一世帯当たり(※3) 400万円)	248万円 (一世帯当たり(※3) 462万円)	86万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和元年度)(※4) <事業主負担込>	8.9万円 (一世帯当たり 13.8万円)	11.9万円<23.8万円> (被保険者一人当たり 19.5万円<38.9万円>)	13.2万円<28.9万円> (被保険者一人当たり 23.2万円<50.8万円>)	14.4万円<28.8万円> (被保険者一人当たり 26.8万円<53.6万円>)	7.2万円
保険料負担率	10.3%	7.5%	5.8%	5.8%	8.4%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和4年度予算ベース)	4兆3,034億円 (国3兆1,115億円)	1兆2,360億円 (全額国費)	725億円 (全額国費)		8兆5,885億円 (国5兆4,653億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

# 高齢者医療制度の財政

- 国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しているが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がある。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約9割を賄うとともに、65歳～74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けている。
- 旧老人保健制度において「若人と高齢者の費用負担関係が不明確」といった批判があったことを踏まえ、75歳以上を対象とする制度を設け、世代間の負担の明確化等を図っている。

## 後期高齢者医療制度

### <対象者数>

75歳以上の高齢者 約1,890万人

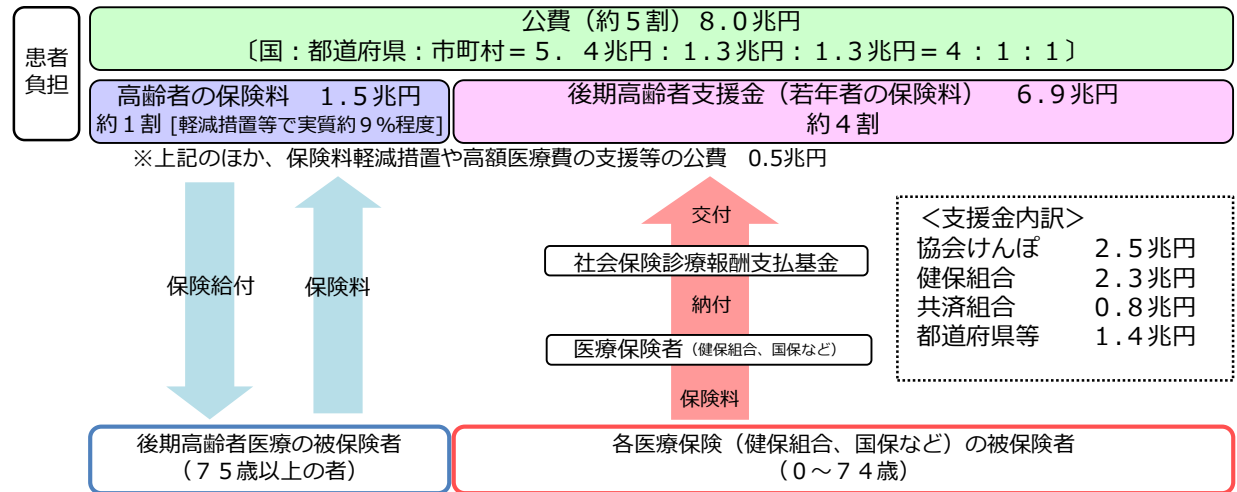
### <後期高齢者医療費>

18.4兆円（令和4年度予算ベース）  
給付費 17.0兆円  
患者負担 1.5兆円

### <保険料額（令和4・5年度見込）>

全国平均 約6,470円/月  
※ 基礎年金のみを受給されている方は約1,190円/月

### 【全市町村が加入する広域連合】



## 前期高齢者に係る財政調整

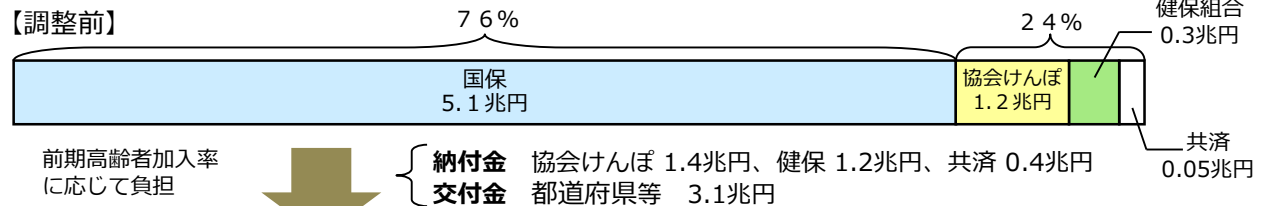
### <対象者数>

65～74歳の高齢者  
約1,590万人

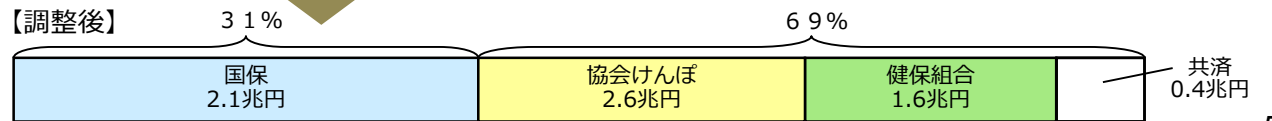
### <前期高齢者給付費>

6.7兆円  
（令和4年度予算ベース）

### 【調整前】



### 【調整後】



※各医療保険者が負担する後期高齢者支援金は、後期高齢者支援金に係る前期財政調整を含む。

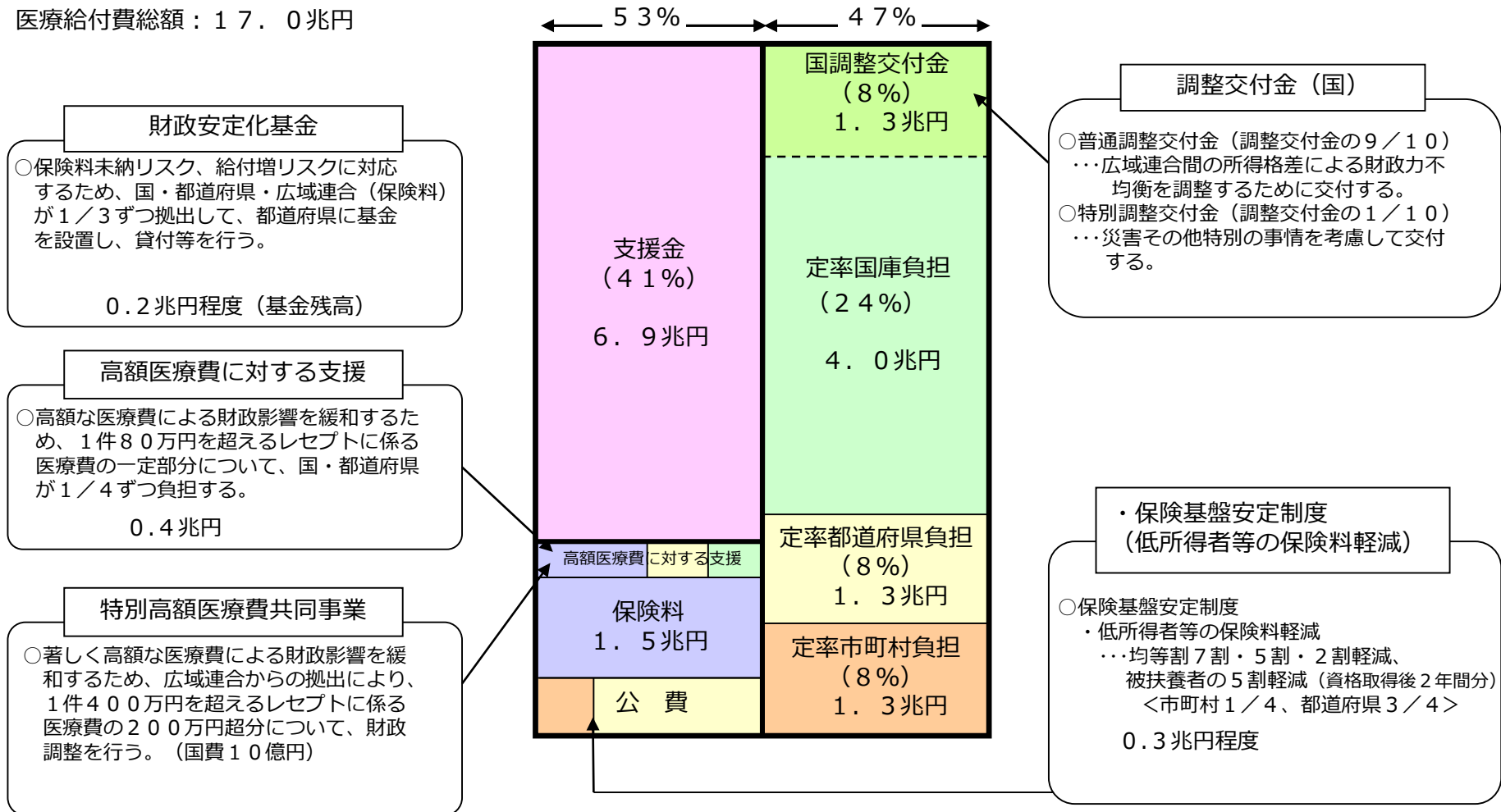
※ 数値は令和4年度予算ベース。

# 後期高齢者医療制度の財政の概要

(令和4年度予算ベース)

医療給付費総額：17.0兆円

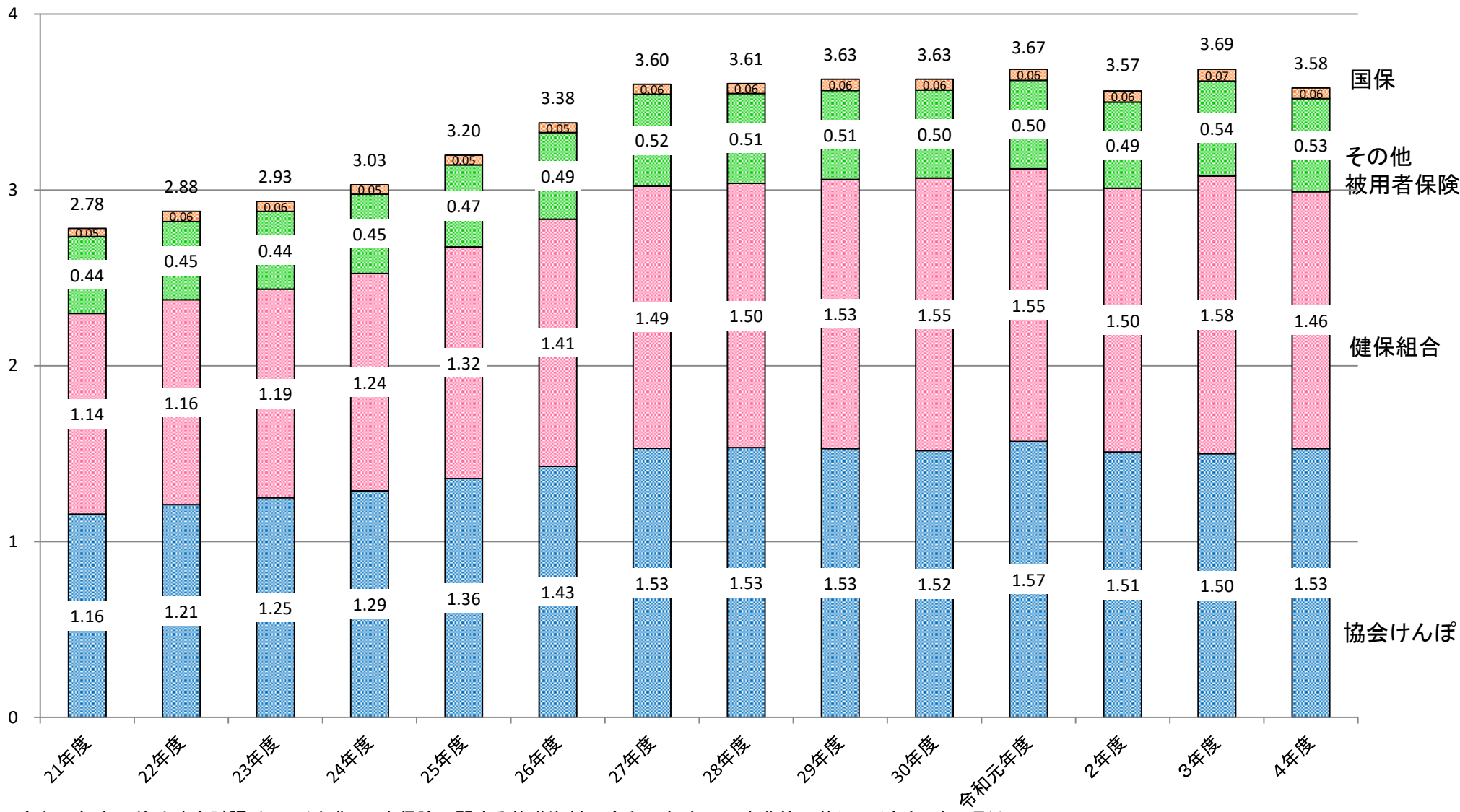
## 都道府県単位の広域連合



※ 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。

# 前期高齢者納付金の推移

(兆円)



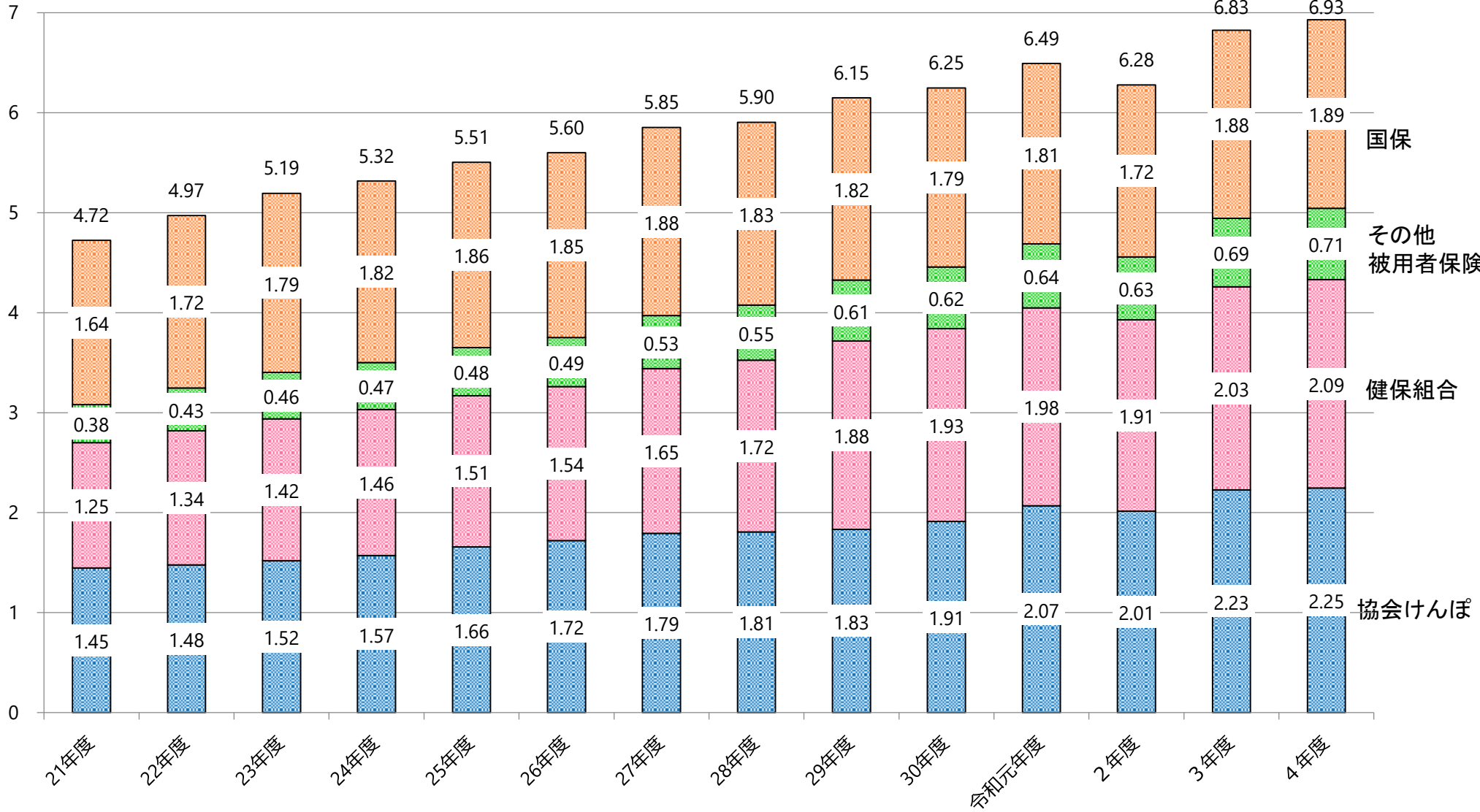
※ 令和元年度以前は確定賦課ベース(出典:医療保険に関する基礎資料～令和元年度の医療費等の状況～(令和4年1月))。

令和2年度は確定賦課ベース、令和3年度及び令和4年度は概算賦課ベース。

※ 協会けんぽは日雇を含む。

# 後期高齢者支援金の推移

(兆円)



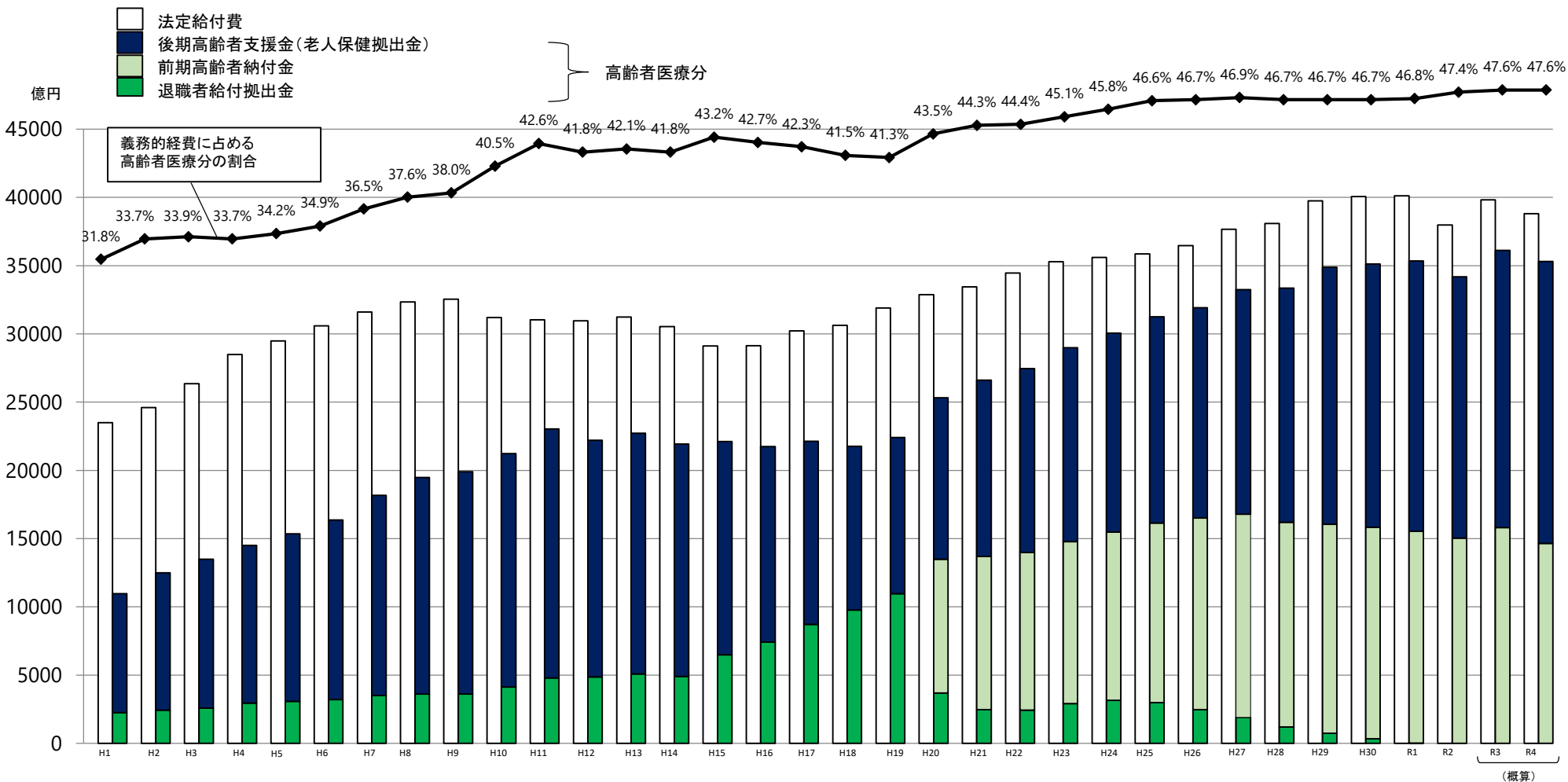
※ 令和元年度以前は確定賦課ベース(出典:医療保険に関する基礎資料～令和元年度の医療費等の状況～(令和4年1月))。  
 令和2年度は確定賦課ベース、令和3年度及び令和4年度は概算賦課ベースである。

※ 協会けんぽは日雇を含む。



# 高齢者医療への拠出負担の推移(健保組合)

○ 健保組合の義務的経費に占める高齢者医療への拠出負担割合は、47.6%(令和4年度概算賦課ベース)となっている。



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金(平成19年度以前は退職者給付拠出金)及び後期高齢者支援金(平成19年度以前は老人保健拠出金)の合計額。

平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

※法定給付費は、令和2年度までは実績額を、令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。

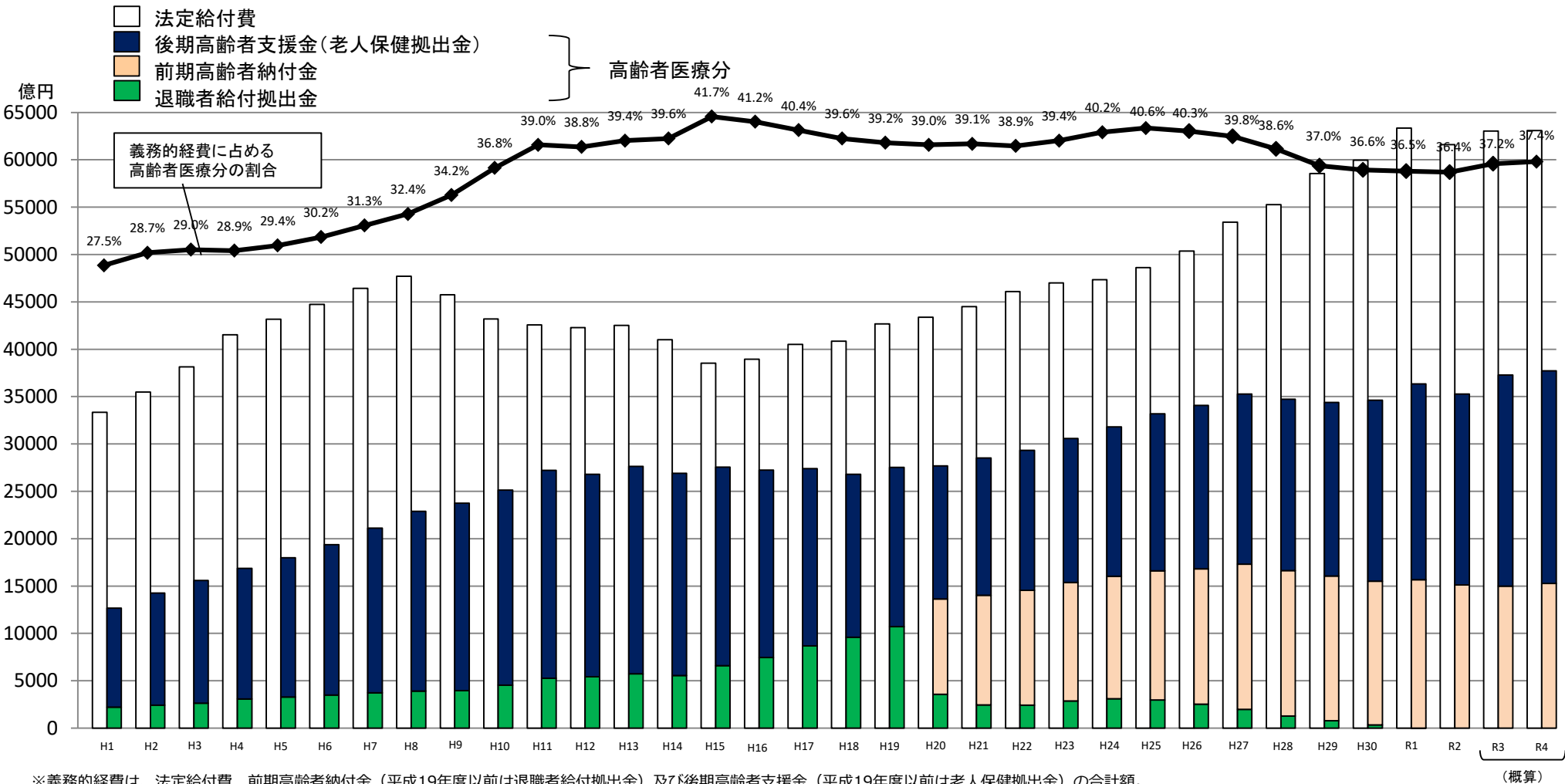
※後期高齢者支援金等は、令和2年度までは医療給付費等実績に基づいた確定賦課額。令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。

※後期高齢者支援金について、平成20年度及び平成21年度は加入者割、平成22年度～26年度は3分の1総報酬割、平成27年度は2分の1総報酬割、平成28年度は3分の2総報酬割、平成29年度以降は全面総報酬割としている。

※前期高齢者に係る後期支援金分は前期納付金に含まれている。

# 高齢者医療への拠出負担の推移(協会けんぽ)

○ 協会けんぽの義務的経費に占める高齢者医療への拠出負担割合は、37.4%（令和4年度概算賦課ベース）となっている。



※義務的経費は、法定給付費、前期高齢者納付金（平成19年度以前は退職者給付拠出金）及び後期高齢者支援金（平成19年度以前は老人保健拠出金）の合計額。

平成20年度以降については、経過措置として存続している退職者給付拠出金及び老人保健拠出金の額も含めている。

※法定給付費は、令和2年度までは実績額を、令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。

※後期高齢者支援金等は、令和2年度までは医療給付費等実績に基づいた確定賦課額。令和3年度及び令和4年度は概算賦課額を用いている。

※後期支援金について、平成20年度及び平成21年度は加入者割、平成22年度～26年度は3分の1総報酬割、平成27年度は2分の1総報酬割、平成28年度は3分の2総報酬割、平成29年度以降は全面総報酬割としている。

※前期高齢者に係る後期支援金分は前期納付金に含まれている。

昭48

昭58

平9

平15.3

平17.12

平18.6

平20.4

平22.12

平24.8

平25.8

平25.12

平28.12

令2.12

令3.6

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律成立

- 現役並み所得者（3割負担）を除き、後期高齢者のうち一定以上所得のある方の窓口負担割合を1割から2割に引き上げ（令和4年10月）

全世代型社会保障改革の方針

- 70歳以上の高齢者の高額療養費の上限を見直し（平成29年8月）
- 保険料軽減特例の見直し（平成29年4月）

医療保険制度の見直し内容の決定

- 医療制度改革の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について必要に応じ見直しに向けた検討を行う。
- 後期高齢者支援金の全面総報酬割、高齢者医療の費用負担の在り方等を検討し、平成27年国保法等改正法により措置。

プログラム法成立

- 後期高齢者医療制度は十分定着。現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていく。

社会保障制度改革国民会議報告書

- 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る。

社会保障制度改革推進法成立

- 地域保険は国保に一本化し、都道府県単位で運営。
- 後期高齢者医療制度は廃止し、高齢者も国保か被用者保険に加入。

高齢者医療制度改革会議最終とりまとめ

後期高齢者医療制度等施行

健康保険法等改正法成立

- 前期高齢者について、保険者間の負担の不均衡を調整する仕組みを創設
- 後期高齢者について、独立した医療制度を創設

医療制度改革大綱を政府・与党で決定

- 高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳までの前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度とする。

医療保険制度体系等に関する基本方針を閣議決定

- 公費負担割合を引き上げ（3割→5割）（平19）
- 老健制度の対象年齢を引き上げ（70歳→75歳）（平19）
- 一部負担を定率1割に

政府等で新しい制度の検討を開始 ↓ 新制度まとめられず、次の課題に

- 保険者（国保や健保など）からの拠出金（仕送り）と公費で運営
- 市町村が運営主体
- 患者負担を導入（外来一月4百円、入院一日3百円）

老人保健法を制定（老健制度）

- ↓ サロン化・社会的入院といった弊害の指摘もあった
- 高齢者の多い国保の運営厳しく
- 老人医療費が急増

（老人医療費の無料化（70歳〜））（自治体レベルでは昭和35年〜）

## 医療・介護制度改革について

2040年を視野に入れて、高齢化への対応とあわせて、人口減少に対応した全世代型の社会保障制度を構築していくことが必要。特に2025年までに全ての団塊の世代が後期高齢者となる中で、制度的な対応が急務。

このため、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを強化するとともに、社会経済の変化に対応した医療・介護の提供体制を構築するための改革を実現することが必要。

このため、以下の点について検討することとしてはどうか。

### ○ 医療分野

#### （1）医療保険関係

- 子育て世代の支援のための出産育児一時金の大幅な増額と、その際、医療保険全体の中で支え合うことについて
- 負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを強化する観点から踏まえた、高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方、被用者保険者間の格差是正の方策等について
- 更なる国民の負担軽減の観点から、医療費の伸びを適正化するため、給付の効率化を含め、より実効的な取組について

## 検討事項に関する論点

《医療・介護制度の改革について（令和4年9月28日第7回全世代型社会保障構築会議）抜粋》

### ○ 医療分野

#### (1) 医療保険関係

- 負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを強化する観点を踏まえた、高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方、被用者保険者間の格差是正の方策等について

### 1. 高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方

- 現行の高齢者負担率の設定方法は、現役世代の減少だけに着目しており、制度導入以降、現役世代の負担（後期高齢者医療支援金）が大きく増加し（制度創設時と比べ、現役は1.7倍、高齢者は1.2倍の水準）、当面その傾向が続く一方、長期的には、高齢者人口も減少することから、高齢者負担率が上昇し続けてしまう構造。
- 高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、高齢者負担率の在り方を見直すことが考えられないか。
- あわせて、高齢者世代内で能力に応じた負担を強化する観点から、賦課限度額を引き上げるとともに、現在、1：1となっている保険料の均等割と所得割の比率について、所得割の比率を引き上げることとしてはどうか。

### 2. 被用者保険者間の格差是正の方策等

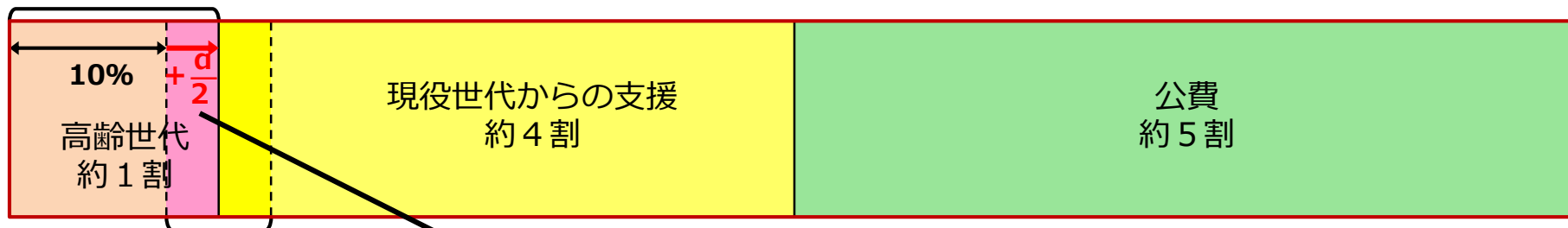
- 健康保険組合の運営は、自主・自立が前提である一方で、現状、保険料率に幅があり、全体として保険料率が上昇している状況。
- 現役世代の負担上昇の抑制とあわせて、健保組合の持続可能性を確保する観点から、個々の保険者のみでは解決が困難な課題を中心に、被用者保険においても負担能力に応じた仕組みを強化し、①被用者保険者支援の在り方を見直すとともに、②前期高齢者の給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入することが考えられないか。

## 2. 高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方について

# 令和4・5年度の後期高齢者負担率について

- 後期高齢者医療制度の医療給付費については、高齢世代が約1割、現役世代が約4割、公費が約5割を負担することとされている。高齢世代の負担割合については、後期高齢者負担率により定めている。
- 後期高齢者負担率については、平成20年度の10%を起点として、人口が減少する現役世代1人当たりの負担の増加に配慮し、2年ごとに「現役世代人口の減少」による現役世代1人当たりの負担の増加分を、高齢者と現役世代で折半し、設定する仕組みになっている。
- これに基づき、令和4・5年度の後期高齢者負担率を11.72%に定める。

## 後期高齢者負担率



現役世代人口の減少による現役世代1人当たりの負担の増加分 (a)

＜後期高齢者負担率＞  
「現役世代人口の減少」による現役世代1人当たりの負担の増加分 a を、高齢者と現役世代で折半。折半した分  $a/2$  について、高齢者の負担率が増加することとなる。

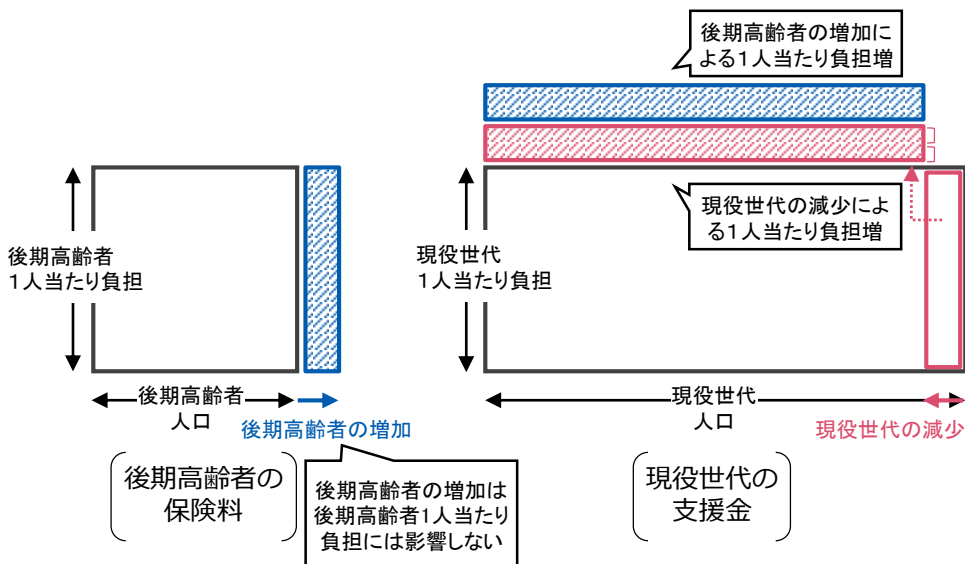
## ＜後期高齢者負担率の推移＞

	平成20-21年度	平成22-23年度	平成24-25年度	平成26-27年度	平成28-29年度	平成30年度 令和元年度	令和2-3年度	令和4-5年度
後期高齢者負担率	10%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%	11.41%	11.72%

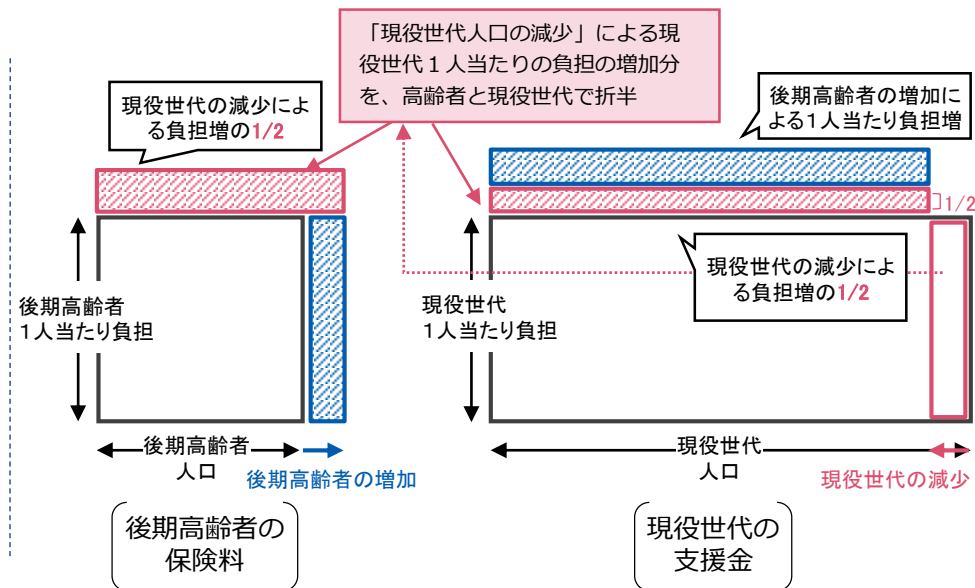
# 人口構成の変化による 後期高齢者と現役世代の負担への影響①

- 後期高齢者医療の給付費の増により、後期高齢者、現役世代の1人当たりの負担額は増加していくが、
  - ✓ 後期高齢者1人当たりの負担は、「後期高齢者数の増による給付費の増」は「後期高齢者の増」で相殺できる一方
  - ✓ 現役世代1人当たりの負担は、「後期高齢者の増」と「現役世代の減」の両方の影響を受けて増加することになる。
- 制度創設時に、**現役世代の減少の影響による現役世代1人当たりの支援金増を抑制**するため、後期高齢者の保険料負担割合（**高齢者負担率**）を**引き上げていく仕組み**を導入。
  - ✓ 制度創設当初の負担割合を固定した場合よりは、現役世代1人当たりの支援金増は抑制。
  - ✓ それでも、**後期高齢者1人当たりの負担より、現役世代1人当たりの支援金の伸びが大きいという課題**。

## 負担割合を固定した場合（イメージ）



## 現行の仕組み（後期高齢者増・現役世代減）（イメージ）

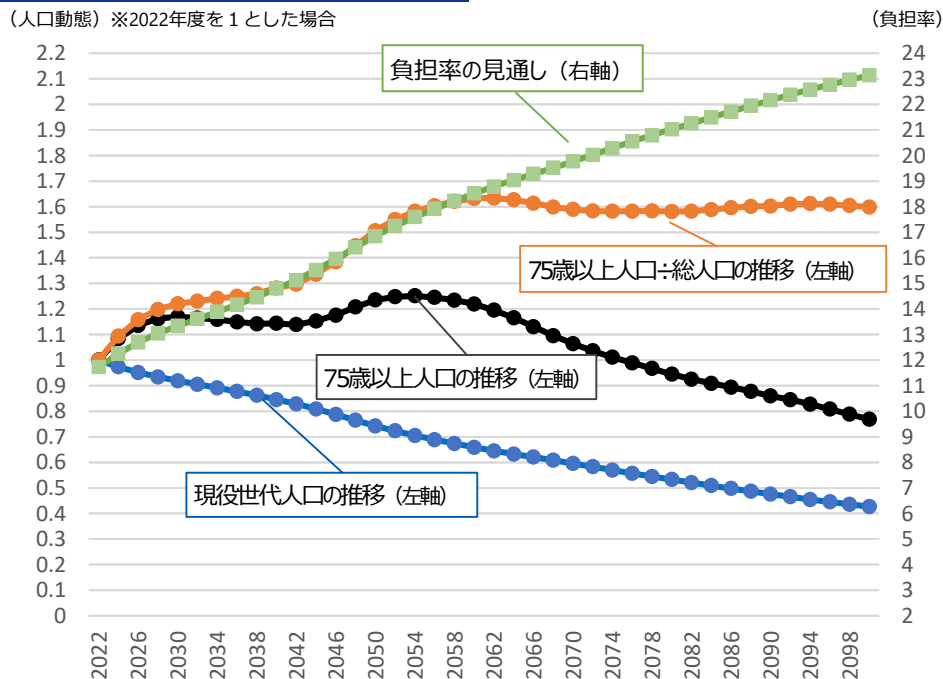




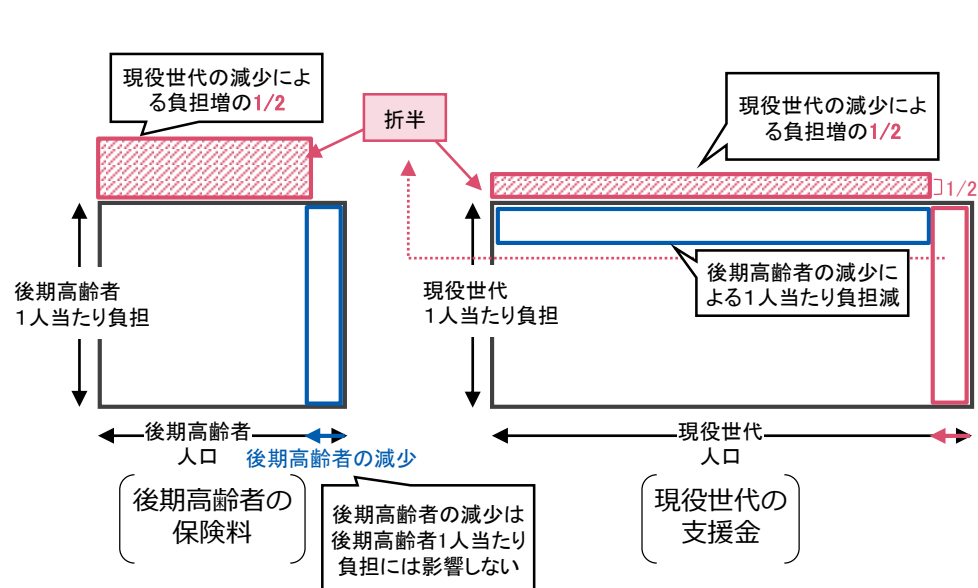
# 人口構成の変化による 後期高齢者と現役世代の負担への影響②

- 2025年までに団塊の世代全員が後期高齢者となる一方で、長期的には、後期高齢者数は安定し、その後減少。  
※ 2030年まで増加し、その後緩やかに減少した後、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる2050年頃まで再度増加し、それをピークに減少。
- こうした人口動態を念頭に置いた場合、現行の高齢者負担率の仕組みには、
  - ✓ 現役世代人口の減少による現役世代1人当たりの負担の増加分のみに着目していることで、
  - ✓ 2030年以降や、団塊ジュニア世代の後期高齢者入り後の後期高齢者の減少局面においても、後期高齢者の負担する割合が増加し続けてしまうという課題がある。

## 人口動態・負担率の見通し（推計）



## 現行の仕組み（後期高齢者減・現役世代減）（イメージ）



※医療の高度化等による1人当たり医療費の伸び等は勘案していない

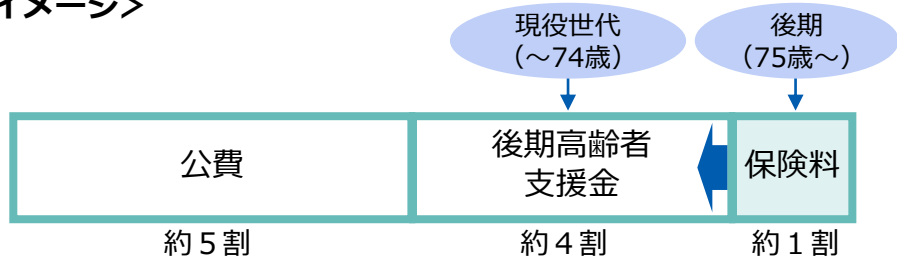
※人口動態については、2022年度を1とした場合（資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2017年））  
負担率の見通しについては、将来推計人口に基づく現役世代人口の減少率を用いて算出している。

# 後期高齢者医療・介護保険制度における高齢者と現役世代の負担割合

## 後期高齢者医療

- 2年に1度、**現役世代人口の減少による増加分を高齢者と現役世代で折半**するように高齢者負担率（高齢者が保険料で賄う割合）を見直し

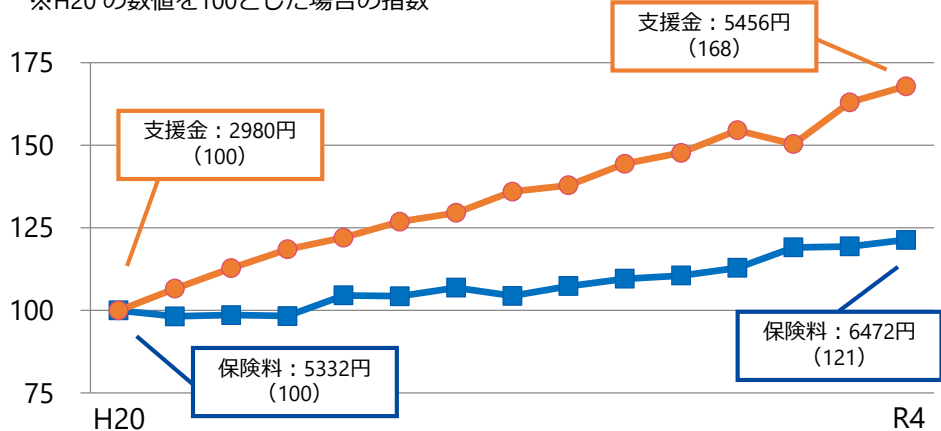
### <イメージ>



現役世代減少による増加分を 高齢者と現役世代で折半  
 ※75歳~の負担割合：10% (H20) →11.72% (現在)

### <1人当たり保険料・後期高齢者支援金の推移>

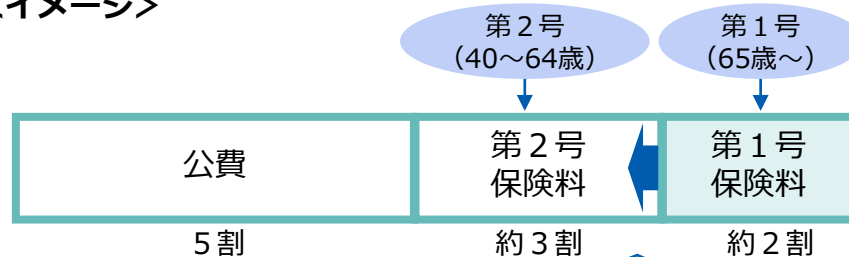
※H20の数値を100とした場合の指数



## 介護保険

- 3年に1度、第1号被保険者と第2号被保険者の**人口比に応じて負担割合を見直し**
- **第1号被保険者と第2号被保険者の1人当たり保険料額は概ね同じ**になる

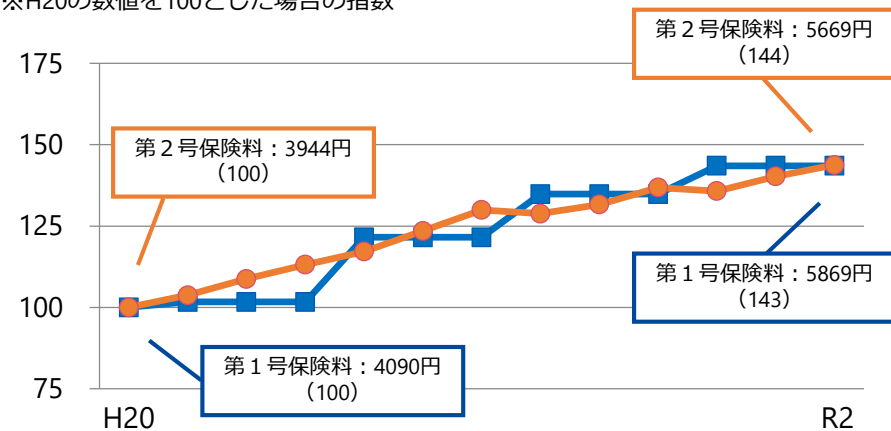
### <イメージ>



保険料分 (5割) を1号・2号の人口比で按分  
 ※65歳~の負担割合：17% (H12) →23% (現在)

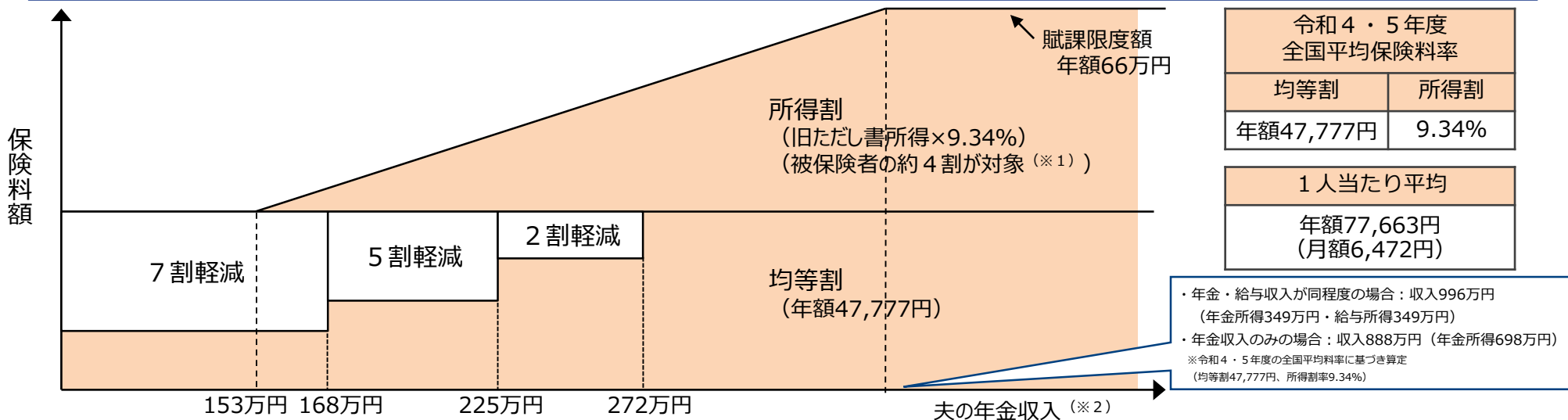
### <1人当たり第1号・第2号保険料の推移>

※H20の数値を100とした場合の指数



# 後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課（2年ごとに保険料率を改定）。
  - 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。
  - ①均等割の総額と②所得割の総額の比率は、1 : 1。
  - 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割 / 5割 / 2割を軽減。
  - 元被扶養者（※）については、75歳に到達後2年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を5割軽減。②所得割は賦課されない。
- ※ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者



均等割の 軽減割合	対象者の所得要件 (令和4年度)	年金収入額の例		被保険者に 占める割合
		夫婦2人世帯(※2)	単身世帯	
7割軽減	43万円以下	168万円以下	168万円以下	41.5%
5割軽減	43万円(※3) + 28.5万円×(被保険者数)以下	225万円以下	196.5万円以下	11.7%
2割軽減	43万円(※3) + 52万円×(被保険者数)以下	272万円以下	220万円以下	11.2%

(※1) 令和3年度は被保険者の38.9% (令和3年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告)

(※2) 夫婦二世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。

(※3) 被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)